

平成28年第10回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年 2月27日(月)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年 2月27日(月) 午前10時30分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	平成29年 2月27日(月) 午前10時55分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	谷 村 敏 彦	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	吉 田 謙 司	○
	7	湯 澤 敏 孝	○
	8	鎌 田 英 樹	○
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	宍 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	5番 山本 俊栄 6番 吉田 謙司	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之	
	事務局次長	小 塚 和 博	
	総務係長	井 上 剛	

事務局

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、地権者である 氏より同意を得ており問題ないと考えます。
他の項目につきましては、該当なし、支障なしとなっております。

その他につきましては、農業振興地域の決定の欄ですが、平成 29 年 2 月 21 日に農業用施設用地に用途変更しております。

総合意見としては、許可相当としております。

申請書につきましては 5 ページから 7 ページ、図面等につきましては 8 ページから 26 ページ、見積書については、27 ページから 29 ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑を行います。

谷村委員
事務局長

こういうものは、許可を受けてからお金の申請をするのではないか。

この件に関しては、お金の担保がないと許可が出ない仕組みになっている。自己資金があればいいが、自己資金がない場合は、お金が借りれるという保証を付けて申請することになるのでこういうやり方になる。

谷村委員
事務局
谷村委員
事務局

決定は金融機関の方からおりてないの。

下りています。

下りてるの。

施設を建てるにあたって、候補地を選択して、そこで施設を建てる時に、先に図面をひくと思うんですが、こういう施設を建てるということで、金融機関に申請を上げる。金融機関は書類をもってヒアリング等を行って、貸付決定しますと貸付が確実となったときに、初めて農業委員会に申請を出す形になります。

転用については、天塩町はほぼ農用地区域内農地ですので、原則転用は出来ないことになっています。農地を転用するということは、確実にその農地を転用しなければならないことになります。そのため資金に確実性がない場合は、許可を出せないということになっています。普通の建築などは、感じが違うのかわからないですが、農地法ではそういうことになっています。

(満保委員入室)

谷村委員
事務局
事務局次長

となると資金を確保して、転用申請しても許可しないということもあるの候補地を変えてくださいということはあると考えます。

補足になるんですが、こういうときに転用の方は資金がどうなるんだ、資金の方は転用はどうなるんだと、お互いに持ち持ちになるので、どっちが先かとなると、なかなか難しいところがあるのでお互いに申請をして、転用のほうが先

事務局次長

になるのであれば、融資実行見込みということで、進める場合もありますし、融資の方が先に出るのであれば、融資が出ているということで、転用をすることになります。

議長
全員
議長
議長
全員
議長

他にありませんか。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

事務局

次に2件目につきまして説明申し上げます。別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。31ページをご覧ください。申請者は、
、申請地番は字ウブシ 番 ほか2筆となっており、転用面積は、9,312.00 m²となっております。

転用目的は、バンカーサイロの建設であり永久転用となっております。

農地転用に関する許可基準から見た意見の欄につきまして、

農地の区分と転用目的は、農用地区域内農地であります。天塩町農業振興地域整備計画における土地利用計画の農地から農業用施設用地への変更も完了していることから、転用はやむをえないものと考えます。

資力及び信用については、預金通帳の写しがあるため問題ないと考えます。

その他につきましては、農業振興地域の決定の欄ですが、平成29年2月20日に農業用施設用地に用途変更しております。

総合意見としては、許可相当としております。

申請書につきましては33ページから35ページ、図面等につきましては36ページから41ページ、見積書については、42ページから49ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第4条第1項の規定による許可申請について質疑を行います。

全員
議長
議長
全員
議長

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長
議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成 28 年度第 10 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 29 年 2 月 27 日

署名委員

(5 番) 山本 俊栄 ㊟

(6 番) 吉田 謙司 ㊟